

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース9月号 (No.130)

2014年9月17日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん、いかがおすごしですか

残暑の一方で大雨…など、天候不順のニュースが相次いでいます。みなさんの地域では、いかがでしょうか。

さて、9月7～8日に開催した夏季セミナーには、会員外の方の参加も含め、30都道府県から302名の方にご参加いただきました。今、新制度の施行準備のなかで具体的な課題・問題が噴出しはじめています。そこへの対応・解決のためのヒントをセミナーに求めて、夏季セミナーとしては過去最高の参加人数となったのではないのでしょうか。みなさんの期待にこたえるセミナーとなったのか振り返りつつ、今後の活動にむけて、みなさんの地域の経験や活動内容を把握し発信し続けていきたいと思えます。会員のみなさんからの情報提供や活動報告をお待ちしています。

新制度施行まで半年と迫り、さらに様々な動きが出てくることが予想されます。そういった動きを把握し、情報交流しながら、子どもたちの最善の利益のために、声をあげていきましょう。

厚労省懇談(8/27)

「公定価格の仮単価はあく

まで仮、確定ではない」

～各自治体において

要請・懇談を！

経営懇として、8月27日に厚労省と懇談を行ない新制度に関する要望書を国に届けました。厚労省保育課から4名、経営懇からは役員を中心に9名が参加しました。

はじめに、児童福祉法24条1項について、形骸化させず位置付けるべきであると要請しました。

公定価格については、集中してやりとりしました。



しかし、来年4月からの公定価格も子ども・子育て支援事業(13事業)の単価等も来年度予算が確定する12月以降でなければ決まりません。各自治体での検討は年明け以降という状況で、4月以降の運営

を見通すには厳しい状況です。

『認定こども園で1号認定の子どもを一定数入れると保育所と比べ単価に大きく増える』という問題については「他からも指摘を受けている」との回答で、他団体からの要望や自治体を通じた意見等があがってきていることがわかりました。また、公定価格の単価については「あくまで仮」と強調されました。これらの回答をふまえれば、確定してないからこそ、現場の実情をふまえた具体的な要望を届けていくことは重要です。他からの指摘もあると回答しているように、全国各地から様々な形で要望が寄せられれば、国としても簡単に無視することはできないのではないのでしょうか。

あらためて、国・自治体に要望を届けるとりくみを、強めていきましょう。

厚労省からの回答と要望内容を掲載します。(回答内容は厚労省と確認済み。下線は経営懇)。

●厚労省懇談議事録(抜粋)

◆公定価格について

厚労省

- ・0.7兆円の財源で優先順位に基づき改善していく。3歳児は15:1とし、1兆円の財源確保でさらに質の改善を上積していく。一定の仮定を置いた試算では90人定員で1割の改善となる。
- ・幼稚園や認定こども園の場合は直接契約に伴い、

保育料の徴収業務を施設において実施するなど事務負担が増加する点や、学級編成が基準上課されているなど、保育所とは異なる部分が存在し、それに対応した加算を設けている。

・1号認定を一定数入れると保育所と認定こども園で差が生じることは他からも指摘を受けている。

5月に示した単価は仮単価であり、平成27年度の予算編成過程における課題として、公定価格の本単価の決定に向けて検討していく。

- ・来年度の公定価格、13事業の交付金の確定は12月以降となる（来年度予算が確定する時期）。

経営懇

- ・乳児・1～2歳児の基本単価の伸び率が3～5歳児と比較して抑制されている。
- ・標準時間認定の単価（11時間は8時間の37.5%）は保育時間に応じ短時間認定の2～3割増にすべきである。
- ・90人定員で2・3号認定の内、15人を1号認定にすると年間2,300万円を越す収入増になる（12/100地域）。供給過剰になっている1号を入れて待機児童が多い2号、3号を減らすと収入が増える仕組みは理解できない。保育所型認定こども園は、1号認定の利用定員を義務付けられている。幼稚園との1号認定こどもの取り合いが起きる。総定員で単価を決めるべき。
- ・保育所の職員は8時間子どもと接している。研修、会議、教材作りなどの時間が保障されていない。冷暖房費について保育所は子どもがいる時間が長いので幼稚園より多く冷暖房費がかかるのは上積が必要。
- ・今回は積み上げ方式で計算されているようだが内訳を明示してほしい。
- ・3歳児加算は最低基準にしてほしい。
- ・学級編成、チーム加算は保育所でもやっている。

厚労省

- ・0.7兆円の財源で優先順位に基づき改善していく。1兆円の財源確保でさらに質の改善を上積していく。厚生労働省としてもよりよいものとしていきたい。
- ・3歳児の15:1を最低基準とすることは、現段階では困難であるため加算という形をとった。今後の

検討。

- ・1号認定を15人入れた時に差が生じるのは、それぞれに求められている基準に基づいた設定でやっているため。

◆職員配置について

厚労省

子育て支援員は、保育人材の確保を含め、子育てが一段落した主婦等の社会への進出等を応援するための制度。研修内容については、現在、有識者による検討会で議論しており、今年度中に研修内容等についてとりまとめる。子ども・子育て支援新制度では、小規模保育や家庭的保育等において、市町村長が行う研修を修了した者を保育従事者や家庭的保育補助者としており、そのための研修体系の整理が必要。

保育士の待遇改善については、新制度移行によって質の改善を図ることにしている。0.7兆円の範囲では、平均3%の改善を盛り込んでいる。職員配置基準では、3歳児を15:1に改善するための費用を盛り込んでいる。

経営懇

死亡事故の大半は認可外施設で起きている。1回の研修で資格が取れるような制度は問題がある。保育士不足が深刻になっている。処遇改善も必要だが、保育士の仕事は目いっぱい負担が重い。そのために正職になりたくないという人もいる。

厚労省

保育士不足は同感。事故対策は考えていく必要がある。認可外の事故を減らすため、この機会に小規模保育事業に移行させ、研修を受けた職員を配置することで現状よりよくなる。

B型は新規参入を増やすためではなく、現行の認可外保育施設から小規模保育事業に移行させるためのもの。

経営懇

民間のシンクタンクは小規模保育事業への参入は「儲かる」と奨励している。厚労省が考えた本来の主旨と異なる状況もある。地方自治体が条例でB型の参入を阻止することは可能か。

厚労省

自治体の方針としてA型を増やすことを目指すこ

とはよいが、法令で定めている B 型を排除することは出来ない。厚労省としては A 型への移行を促進するため、公定価格の仮単価では、小規模保育（B 型）における保育士の割合に応じ、加算がされるようになっている。

◆保護者負担について

厚労省

国の利用者負担は現行基準に則して設定。上乗せ徴収は保護者にとって施設選択に関わる重要要素。徴収理由や額等は事前に公表し、利用申し込みがあった保護者に対して説明し同意を求める必要がある。実費徴収について生活保護などで負担できない場合は、13 事業の中に補助事業での対応を予定している。

経営懇

2 号認定は 1 号認定と比べて同じ年収でも利用料負担が 2~3 倍額になっている。公定価格は同じで利用料が 2 倍になっているのは不公平。

◆時間認定について

経営懇

保護者が 11 時間利用の権利を主張したら保育所は職員体制が追いつかなくなる。短時間勤務でも勤務時間は様々で一律的に決められるのか。在園児は標準時間認定でも、来年入る第 2 子は短時間認定のケースも出てくる。時間認定という制度に矛盾がある。

厚労省

11 時間及び 8 時間利用は、その時間内なら利用可能という意味であり上限時間として設定している。仕事が終われば速やかに迎えに来てもらうのはこれまでどおり。

◆給付費の支払いについて

経営懇

給付費の支払いについて 1 ヶ月遅れ（精算払い）と説明している自治体があるが問題ではないか？

厚労省

給付は基本的に当月払い。

※法律成立後の Q&A やこの間の資料をまとめた冊子（ピンクの表紙、会員園に 1 冊）同封します。また、8 月に出された FAQ も同封しますので、ご参照ください。

新制度をめぐる動き

●認定こども園むけ・自治体向けの説明会、相次ぎ開催

先月もお伝えしたように、現在の認定こども園のなかでも、大規模園で単価が下がることが予想される園の認定返上の動きがみられています。国は 8 月 28 日に認定こども園の説明会を開催しました。しかし、希望者が定員を超えたため、9 月以降に再度開催する模様です。また、自治体向け説明会も 9 月 4 日・11 日と連続で開催されました。

認定こども園や自治体での混雑が広がりつつある状況をうけて、国としても、あの手この手で新制度の周知徹底をはかることを考えています。これらの会で、どのような説明がされているか注目していく必要があります。

◆利用調整～新たな方法が示される

これまで国は、『すべての施設・事業の利用申し込みを市町村が受け、利用調整を行う』と説明してきました。しかし、上記の説明会では、これまでの考え方を変更する内容が提示されました。具体的には、8 月 27 日付事務連絡で出された「子ども・子育て支援新制度における利用調整等について」です（抜粋した資料を同封）。

この事務連絡によれば、来年度の認定・申込みの開始時期が迫っていることから、関係政省令の公布を待たず、情報提供を行うとされています。

内容は、基本的にはすべての市町村が保育所も直接契約施設も利用調整を行う（パターン 1）、ただし条件にあてはまる市町村の場合は直接契約施設・事業者が希望者の中からそれぞれ選考するという方法（パターン 2）が可能、という考え方です。

国は、児童福祉法 24 条 1 項も 2 項も同じように市町村が関与し市町村の責任が薄まることはない、として、その根拠の一つに利用調整をあげてきました。しかし、このパターン 2 では、施設を通じての利用募集が基本となり、施設・事業者側が利用調整・

選考を行うため、市町村の関与の範囲が減少し、直接契約の色合いが濃くなります。また、資料には「第1希望は1か所に限定する」とありますが、直接施設に申込みが届いた時に、第1希望を1か所に限定したかどうかをどう確認すればいいのでしょうか。

さらに、対象地域（待機児童がいない）の場合でも、地方版子ども・子育て会議に了解を得ることや、利用者支援事業で保護者の選択をサポートすること、選考に漏れた保護者を利用調整で救済すること、等の要件を示していますが、利用者支援事業を含む子ども・子育て支援事業（13事業）の内容や補助額等は未定、選考に漏れた場合の利用調整の実効性や責任の所在等も不明、という状況です。

このように急な方法の変更で、混乱が生じることは必至です。保育所は、パターン2の場合であっても、24条1項にもとづき市町村が申し込みを受けつけ利用調整を行うことは変わりません。しかし、保護者にとっては、申込み先や申込み方法、通知のされ方、選考に漏れたらどうするのか、等々、混乱と困惑を招く大問題です。

利用調整の件も含め、あらためて、保護者に新制度の内容や具体的な申込み方法等の情報を伝えるよう、自治体に説明会開催等を要求することが重要です。その際、自治体の説明を鵜呑みにせず、課題を明らかにするために、必ず事前に園・地域レベルでの学習の場を設け、説明会等にのぞみましょう。

各地域のとくみ・動き

●現行の保育水準は維持、 予算配分に苦慮／深谷市

埼玉・深谷保育を良くする会

深谷保育を良くする会では、7月24日に深谷市長・保育課との懇談会を持ちました。

◆現行水準維持の方向、単独補助は27年度見直し

深谷市の財政状況としては、雪害保障の影響で厳しい状況にあるとしながらも、子育ては大事という

姿勢で、現行の保育水準を維持する方向で、できるだけのことはしたいとお話しされました。

単独補助は、全庁的に3年ごとに見直しており、27年度の見直しの検討に入っているとのこと。

◆保護者・保育者の願いをもとに懇談

保護者からは保育料の値上がりへの心配や第2子・3子補助、障害児補助の継続を求める声が出されました。保育料は基本的に今までと変わらない、第2子・3子への補助も継続する、としながら、国の予算が確定するまでは金額等詳細はわからないという回答でした。保育者からは、処遇改善補助の継続と小規模保育所での保育士資格問題を訴えました。

◆今後について

制度の大きな転換期に、市と話し合いができたことは大きな意義があります。今後も、子どもの育ちや処遇に格差が生じないように、市との話し合いの継続が必要と感じています。また、9月議会に向けて、広く深谷市民に新制度への関心をもってもらい、子どもを中心にした市の施策になるよう、請願署名にとりくみます。

●新制度の普及・啓発人材 育成の研修会に参加して

東京・野方さくら保育園 羽田敦子

9月12日に、内閣府主催の研修会が東京で開催され参加しました。新制度の普及と啓発を行う人材育成を目的とした研修会で、対象は地方の子ども・子育て会議の委員、自治体の担当職員、地域の子育て支援に関わる方々です。子ども・子育て会議の委員として参加しました。

はじめに、新制度の概要を内閣府が『すくすくジャパン』に沿って話しました。その後、6~7人のグループで、グループワークを2回行ないました。1回目は、想定される質問について出し合い、2回目は、説明会の企画案作りを行ないました。

内閣府の説明会の下準備・手伝いのように嫌だと思いつつ、始めてみると、「質は？」「本当に待機児童はなくなるの？」「形だけで中身は？」等の

質問が出され、参加している行政マンや他の地域の委員さんたちもよくわかっている・課題に思う点は共通しており、単純に、新制度にすればよくなるとは思っていないことが感じられました。2回目のグループワークでは、「施設・機関の垣根をはずし情報をオープンにできないか」「若者や子どもも参加できる場が必要」等、前向きな意見が出される一方、私が参加したグループの行政マンからは困惑の声もだされました。国は保育所以外の施設も利用調整を市町村がすると言っているがどうやればいいのか困っている、支援を行き渡らせることができるのか、とにかく説明会をひらいてみて利用者の質問に答えるしかない…等々です。

場違いかと思いつつ参加しましたが、地域の関係者や末端の行政マンたちは、子どものために何とかしたいと考えていることがわかってよかったです。

内閣府主催の研修会参加の報告をお寄せいただきました。ありがとうございました。「すべての子どもたちが健やかに成長できる環境をどう保障するか」一立場は違っても共通する思いがあることを受け止めつつ、実際に保障するためには条例や事業計画の内容、認定時間・保育単価など具体的に要望していく以外にありません。自治体と話し合える関係を地域で積み重ねていくことが求められています。
(事務局)

第17回夏季セミナー 30都道府県・302名参加！

2014年9月7～8日、埼玉県さいたま市にて第17回夏季セミナーを開催しました。夏季セミナーとしては過去最高の302名が参加し、会員外の参加も20名を超え、新制度施行を控えて学習と交流の場が幅



広く求められていることが実感されます。

◆各地の活動を力に、それぞれの地域で新制度にむけたとりくみを展開しよう！

夏季セミナーは、1日目に情勢報告とシンポジウム、2日目に各地の新制度に向けた活動交流と記念講演を行ないました。特に、2日目の活動交流では、保護者とともに運動した実践や、自治体に要望を届ける活動が報告され、今後の各地の活動の参考になり励まされたとのアンケートも多くありました。詳細は、次号でお伝えします。

◆セミナーで採択したアピール紹介

集団的自衛権の行使容認に反対するアピール

子どもたちの笑顔が輝く保育園づくりと子どもの命と権利が守られる保育環境をねがう私たち全国民間保育園経営研究懇話会は、海外の戦争に巻き込まれる危険性が高まり、憲法9条にもとづく平和国家の理念が失われてしまう集団的自衛権の行使容認に強く反対します。

全国民間保育園経営研究懇話会は、社会福祉法人やNPO法人などが運営する民間保育園の経営・運営に責任をもつ園長・理事の全国ネットワーク組織として1998年に結成されました。以来、国民の保育要求にねざし、憲法、児童福祉法、子どもの権利条約の理念を実現する立場から、法人や民間保育園に課せられた役割と経営のあり方を幅広く研究してきました。何よりも平和と民主主義を守り、①子どもの発達権、②父母の就労権、社会参加権、③職員の保育・教育労働権と専門性の向上を保障し、④地域住民の子育て・生活を支える福祉施設として実践と活動を重ねてきました。

戦争と武力紛争、そして暴力の応酬が絶えることのない今日の国際社会において、日本国民が全世界の人々とともに、恒久平和主義の憲法原理に立って、平和に生きる権利の実現を目指す意義はますます大きく、重要になっています。

このたび閣議決定された集団的自衛権の行使容認は、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して国際的な平和を創造することを呼びかけた憲法前文、そして戦争を放棄し戦力を保持しないとする憲法第9条の先駆的意義に照らしても、絶対に認めることはできません。

私たちは歴史に学び、子どもたちが再び戦争の犠牲になることがないよう、子どもたちが平和に生活できる社会の実現をめざして、地域の保育関係者の方々と手を取りあい、全力をつくす決意をここに表明します。

2014年9月8日

第17回全国民間保育園経営研究懇話会夏季セミナー参加者一同

労務管理Q&A

社会保険労務士・松田康子（第一経理）

第6回「傷病手当」

Q.
病気で休職していて傷病手当金を受けていたのですが、退職することになりました。退職したら傷病手当金はどうなりますか？

A.
会社を退職したあとであっても、所定の要件を満たしていれば、引き続きもらうことができます。

みなさん、こんにちは。やっと涼しくなってきましたね。

今回は健康保険の給付の一つ「傷病手当金」についてです。

仕事を辞めると、社会保険の被保険者ではなくなり（これを被保険者の資格喪失といいます）、当然ですが、健康保険の給付は受けられなくなるのが原則です。しかし、退職後も一定の条件を満たしている限り、継続して受けられる給付があります。傷病手当金もその一つです。

では、まず在職中の傷病手当金をもらうための条件を確認しましょう。

- (1) 療養中であること
- (2) 仕事につくことができないこと（労務不能であること）

退職後も傷病手当金を受けるためには、これにあと2つ条件が加わります。

- (3) 資格喪失の前日（退職日）までに継続して1

年以上の被保険者期間があること。

- (4) 資格喪失時に傷病手当金を受けているか、または受ける条件を満たしていること。

つまり、退職後の傷病手当金を受けることができるのは在職中から引き続けている病気に限るということです。

(4)の「傷病手当金を受けている」とは在職中に3日間の待期が完成し、1日でも支給を受けている状態をいいます。そのため退職後の傷病手当金の支給を受けるには最低でも4日間は必要です。では、「または受ける条件を満たしている」とはどういうことでしょうか？

これは待期が完成し病気欠勤していれば傷病手当金を受けられますが、会社から給料の支給を受けているために不支給になっているような場合をいいます。病気で退職し治療に専念する職員の中には、在職中の有給休暇をすべて使って法人（保育園）を退職することも考えられます。在職中に傷病手当金を受けている職員だけを退職後の傷病手当金の対象にすると生活保障に不公平が生じるため「受けられる状態」も対象になります。

(4)で注意しておきたいことは、退職日前日まで休んでいて退職日には症状が落ち着いたため出勤した、ということになると退職後の傷病手当金の支給を受けることができないということです。あくまでも退職日当日に病気欠勤している事が条件になります。

では、いつまで受給できるかですが、在職中から支給されている場合は、支給開始から1年6か月あるいは、1年6か月たつ前に就労が可能になった時点で打ち切られます。

病気休職のまま、退職した後の健康保険については、任意継続被保険者でも、国民健康保険でも構いません。どちらに加入しても傷病手当金は継続して受給できます。家族の扶養に入る場合は、傷病手当金の支給も収入の一部とみなされるため、事前に保険者や会社に相談して下さい。場合

によっては被扶養者になれないことがあるかもしれません。

また、退職すると、通常でしたらハローワークに行って失業給付の手続きをしますが、傷病手当金をもらっている人の失業手当はどのようなでしょうか。

基本手当を受給できる資格がある期間は、離職日の翌日から1年間ですが、この期間中に「病気、けが、妊娠、出産、育児、親族の看護」などで30日以上職業につけない期間がある場合、その日数分だけ受給期間が延長できます。延長できる期間は、最長3年まで認められ、本来の受給期間の1年を含めると合計4年までとなります。

延長するためには、

- ・受給期間延長申請書
- ・雇用保険受給資格者証、
- ・延長理由に該当することの事実を確認できる書類

これらの書類を提出する必要があります。代理人が提出する場合、委任状が必要です。

受給期間延長の手続きは、退職の翌日以降に、妊娠、病気などで働けない日数が30日以上になると、管轄のハローワークで手続きが可能となります。

ただし、手続き可能な期間は30日以上になった翌日から、1カ月以内になっています。延長手続きは、ハローワークへ来所または、郵送でも可能ですので、離職票が届いたら、お近くのハローワークに電話して、早めに準備を始めたほうが安心です。

傷病手当金をもらう人が退職する際には、失業手当についてもひと声かけてあげるといいですね。

☆10月から最低賃金が変わります!

改定された最低賃金の額や発効日は、都道府県ごとに違いますので、厚生労働省のHPなどでご確認ください。

東京は10月1日から888円に変わります。

最低賃金が守られているか確認する時に対象になる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金なので、最低賃金を計算する場合には、実際に支払われている賃金から次のものを控除したものが対象になります。

【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 時間外割増賃金など
- (4) 休日割増賃金など
- (5) 深夜割増賃金など
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

割増賃金の計算と違うのは、住宅手当は最低賃金に計算に含めることです。

月給制の確認方法

月給÷1箇月平均所定労働時間≥最低賃金額（時間額）

* 経営懇 11号、追加注文受付中

機関誌経営懇第11号（7月発行）を、各会員園に1冊ずつお送りしています。

今回の特集は、職員育成です。理事会や職員会議等も活用できる、と好評です。会員園に限り、1冊1000円のところを、送料込1冊500円でお送りできますので、ぜひ、ご注文ください。



当面の課題

●公定価格・認定時間・利用定員等～課題をしぼって学び、具体的に要望を！

新制度の施行が迫る中で、様々な課題が明らかになってきました。

- ・公定価格…仮単価が示されています。しかし、標準時間と短時間との比較や、幼稚園と保育所の比較において、見合わない単価となっています。
- ・認定時間…園ごとに一律の時間帯を設定する・その時間を超える場合は延長保育、など、時間枠の設定による問題がでてきました。
- ・利用定員…事業計画策定（年度末までに）にむけて、各施設の利用定員の設定が求められます。認可定員を見直して利用定員を増やすよう求められた場合、単価が下がるという問題があります。

名古屋市や浜松市、福岡市でも利用定員問題が起っています。

このように具体的な課題に対し、根拠となる法律や国の資料等を把握したうえで、自治体との懇談・要請を行なうことが求められます。国・自治体の情報を鵜呑みにせず、検証しつつ、懇談しましょう。

●自治体への働きかけ

*自治体・議会へ、要請や要望を！

- ・要望や請願署名（個人署名）等、具体的な要望事項を自治体・議会に届けよう。
- ・行政説明等では、質問や意見を出そう。
- ・条例案や事業計画に、意見を出そう。

*関係者との共同のとりくみを！

- ・保護者・関係者向け説明会開催を要望しよう。
- ・幅広い関係者・行政関係者も含めた学習会を企画したり、一致できる点で自治体への要望や懇談をしよう。

鎌倉市では会員園が有志で懇談。深谷市では、市に向けた請願署名に取り組みます。各地のとりくみをお知らせ下さい！

塩釜市・多賀城市では保護者向け説明会開催を要求！説明を鵜呑みにせず学習し、詰めよう！

●保護者ととともに

新制度へのとくくみを

新制度で、一番影響を受ける保護者に、新制度の内容を伝えましょう。制度の改善に向けたとりくみも、保護者と一緒を進めることが重要です。

保護者と一緒にとりくみを進めるために、まずは、各園・法人で保護者に新制度の内容を伝えましょう。

新制度の概要・課題等を整理して伝えるために、おススメの文献が、『これでわかる！子ども・子育て支援新制度』（保育研究所・編、1000円＋税）です。

新制度の概要と対応のポイントがコンパクトにまとめられています。ご注文は、経営懇事務局まで（電話 03-6265-3174）。



その他、お知らせ

★主任セミナー～主任の派遣を！

第11回経営懇主任セミナーを、11月7～8日に、兵庫県神戸市にて開催します。日頃、園を守り職員集団の要として奮闘されている主任さんの貴重な研修の場・交流の場として、主任セミナーを行なっています。ぜひ、各園から主任さんをセミナーに送り出してください。



<同封の資料～ご確認ください>

- ①公定価格・自治体向けFAQ、事業者むけFAQ（第4版・抜粋）
 - ②利用調整等について（抜粋）
 - ③主任セミナー案内書
 - ④有馬理恵さんのお話とお芝居（保育プラザを支える会企画）チラシ
 - ⑤公開研究会案内&新制度フォーラム in 岡山
- ※『子ども・子育て支援新制度関連資料 2014年8月』（ピンクの表紙の冊子、夏季セミナーでも配布）は、各会員園に1冊ずつお送りします。追加発送先には送付しませんので、ご了承ください。